



まだ児童手当を 受けていないかたへ

平成8年4月2日以降に生まれたお子さんを養育し、まだ児童手当の申請をしていないかたは、市民課・土崎支所・新屋支所で手続きをしてください。申請の翌月分からの支給となります(所得制限あり)。受付時間は午前8時30分～午後5時15分ですので、ご注意ください。なお、公務員のかたは勤務先への申請となります。

問い合わせ 市民課総務担当
☎(866)2072

母子・父子家庭 親と子のつどい

母子・父子家庭の親子が対象です。田沢湖スイス村に行きます。参加無料です。

とき / 7月28日(日)午前9時15分～午後5時(市役所前からバスで出発)
定員 / 抽選で60人

申し込み 7月1日(月)から5日(金)まで児童家庭課☎(866)2094

児童館に遊びに来てね

就学前のお子さんをご家族に、平日の午前9時～正午、下記の5か所の児童館・児童センターを開放しています。7月の巡回訪問の日には、午前10時から11時まで公立保育所の保育士や子育て総合センターの職員が楽しい遊びや育児相談を行います。

なお、7月23日(火)～8月25日(日)は夏休みのため、児童館の開放はお休みします。

7月の巡回訪問日程

高清水児童センター	7月2日(火)
広面児童館	7月9日(火)
下北手児童センター	7月15日(月)
明德児童センター	7月17日(水)
外旭川児童センター	7月19日(金)

問い合わせ 子育て総合センター
☎(863)9555

乳幼児、障害(児)者、母子・父子家庭の児童のために 福祉医療費受給者証

更新手続きと新規の申し込みを

問い合わせ 障害福祉課 老人・福祉医療担当☎(866)2093

平成14年7月31日が有効期限の福祉医療費受給者証は、8月1日付けで更新となります。対象となる受給者証をお持ちのかたには、7月25日(木)以降に郵送でお知らせします。

また、下表に該当するかたは、申請により受給者証が交付されます。今まで申請をしていなかったかたや、13年度に所得制限を超えているため該当しなかったかたでも交付される場合があります。受け付けは7月17日(水)からです。詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。なお、申請後に所得の修正申告をしたかたはご連絡ください。

診療を受ける際、この受給者証を健康保険証と一緒に医療機関に提出すると、保険診療の自己負担分が無料になります。

対象者	該当要件1	該当要件2
乳幼児	0歳児～小学校就学前までのお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	
	0・1歳児 全員に入院・通院の費用を助成します。 所得確認があります	
	2歳以上 通院には所得制限があります。 入院は全員に助成します。 *ただし、所得制限を超え、受給者証をお持ちでないかたのお子さんが入院する際は、申請が必要です	
下記の家庭の児童 ・母子・父子家庭 ・父母のない家庭 ・父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持っている家庭 *詳細についてはお問い合わせください	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	※ 社会保険本人は該当しません。 所得制限あり
重度心身障害(児)者	身体障害者手帳(1～3級)または、療育手帳Aをお持ちのかた	※ 社会保険本人は、所得制限あり
高齢身体障害者	65歳以上で、身体障害者手帳(4～6級)をお持ちのかた	※ 社会保険本人は該当しません。 所得制限あり

ここでいう「社会保険本人」とは、「市町村国民健康保険と国民健康保険組合以外の健康保険に加入している被保険者」をさします。

乳幼児通院の所得制限は？



平成14年度(平成13年中の所得)の総所得額から、社会保険料控除一律8万円、配偶者特別控除額等を控除した額を下表と比べ、基準額を超える場合は制度に該当しません。また、父母の所得は合算せず、所得者一人ずつの所得額で比べます。乳幼児以外の所得制限については、お問い合わせください。

総所得額の確認は通知書で

- A サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた...市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額」欄の額
- B A以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた...市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている明細書(所得・控除)の「総所得 + 」欄の額

扶養人数	所得基準額
0人	234万2千円
1人	272万2千円
2人	310万2千円
3人	348万2千円

*扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます